

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長

（ 公 印 省 略 ）

### 食品表示法におけるデジタル技術の活用について

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会）において、代表的なアナログ規制である目視規制等については、デジタル技術で代替可能である場合には、原則デジタル技術を活用して実施することとされました。

食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 8 条に規定する立入検査等については、食品関連事業者等による関係書類などの証拠の隠滅や改ざん等を防止する観点等から、当該事業者の事務所等に出向き、検査及び質問することが必要とされるところです。一方で、関係書類などの証拠の隠滅や改ざん等が行われる可能性が低いと判断される場合には、食品に関する表示についての必要な報告、帳簿、書類等の提出を求める方法として、メールで関係書類の提供を受けるなど、デジタル技術を活用することができますので、御検討願います。

つきましては、食品表示法におけるデジタル技術の活用について、関係機関に対する周知をよろしく願います。